

横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則

制 定 平成11年4月30日規則第50号
最近改正 平成17年12月22日規則第145号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年3月横浜市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

- (1) 横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター 第1月曜日
- (2) 横浜市栄区精神障害者生活支援センター 第2月曜日
- (3) 横浜市港南区精神障害者生活支援センター 第3月曜日
- (4) 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター 第4月曜日
- (5) 横浜市緑区精神障害者生活支援センター 第1火曜日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の公募)

第4条 条例第5条第2項の規定による指定管理者の公募（以下「公募」という。）は、次に掲げる者を対象として行うものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (4) 民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する社団法人及び財団法人

2 市長は、公募を行うに当たっては、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、衛生局長が定める。

附 則

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年2月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月4日から施行する。

別記様式（第5条第1項）

指 定 申 請 書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

次の精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市

精神障害者生活支援センター

（注意）申請に際しては、次の書類を添付してください。

- （1） 事業計画書
- （2） 定款又は寄附行為
- （3） 法人の登記簿謄本
- （4） 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5） 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- （6） その他市長が必要と認めるもの

（ A 4 ）